

■介護保険に関すること

(1) 介護保険サービス利用が可能な対象者とは？

- ① **65 歳以上の人**で、日常生活において常に介護や支援が必要と認められた場合
- ② **40～64 歳以下の人**で、老化が原因とされる病気（特定疾病）で、介護や支援が必要と認められた場合

★老化が原因とされる病気(特定疾病)とは…

- ① がん（末期がん）
- ② 関節リウマチ
- ③ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）
- ④ 後縦靱帯骨化症
- ⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥ 初老期における認知症
- ⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
- ⑧ 脊髄小脳変性症
- ⑨ 脊柱管狭窄症
- ⑩ 早老症
- ⑪ 多系統萎縮症
- ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬ 脳血管疾患
- ⑭ 閉塞性動脈硬化症
- ⑮ 慢性閉塞性肺疾患
- ⑯ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



(2) ケアマネジャー（介護支援専門員）とは？

- ★2000 年 4 月から始まった「介護保険制度」において、要支援または要介護と認定された方が、一人ひとりの状況に合わせて自立した暮らしができるよう、支援する専門職です。
- ★福祉・医療・介護に関する幅広い専門的な知識をもち、ご本人やご家族の相談に応じるとともに、ケアプランを作成し、適切なサービスが利用できるよう支援します。

要介護認定に関する業務	ケアプランの作成	関係者との連絡調整
・要支援・要介護認定に係る申請代行（新規・変更・更新時） ・認定調査、主治医意見書に関する相談・支援	・自立支援に資するケアマネジメント（アセスメント・サービス担当者会議の開催、モニタリングとプランの修正） ・本人、家族へのケアプラン説明と同意 ・サービス利用時の給付管理	・主治医等の医療機関との連携 ・介護サービス事業所等との連携 ・地域包括支援センター、市町・保健所等、行政機関等との連携 ・民生委員、自治会、ボランティア等、地域組織や近隣者のとのネットワークづくり ・介護保険サービス以外の制度・サービスの活用支援



（３）居宅介護支援事業所とは？

★居宅介護支援事業所は、市町村の指定を受け、ケアマネジャーを配置しています。

要介護認定申請の代行やケアプランの作成を行なうとともに、医療機関、介護サービス事業者等との連絡・調整をします。



（４）地域包括支援センターとは？

★地域包括支援センターは、高齢者を保健・医療・福祉・介護など様々な面から総合的に支援するための地域の拠点となる機関です。

★保健師、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）、社会福祉士等の専門職が配置されています。

★地域包括支援センターの機能は以下のとおりです。

総合相談支援	権利擁護事業	包括的・継続的 ケアマネジメント	介護予防 ケアマネジメント
・高齢者本人や家族等からの相談を受け、必要な支援やサービスにつなげる。 ・行政機関、保健所、医療機関、介護サービス事業者等の関係機関と連携し、総合的な支援を行う。	・高齢者の虐待への対応、成年後見制度の活用支援、消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護に関する相談・支援を行う。 ・また、これらの事象が予防・早期発見されるように、広報活動や研修会を開催する。	・病状や生活環境に変化があっても、適切な支援が継続して受けられるよう医療・福祉・介護・地域・行政等の関係機関とのネットワークを構築する。 ・支援困難事例に関する介護支援専門員への助言。 ・地域ケア会議を通じて、地域課題の把握や社会資源の開発、政策形成につなげる。	・要支援認定者や、総合事業対象者が、自立して生活できるよう、介護予防ケアマネジメントを行い、必要なサービスや地域資源の調整を行う。